

別紙 嘉手納町小規模企業者支援商品券交付事業について

【事業概要】

町内の飲食業等の店舗で利用できる商品券 2,000 円分(500 円券×4枚)を嘉手納町の全世帯(約 5,700 世帯)に郵送にて配布します。全世帯へ配布することで、外出を控えていた町民の消費活動を促します。

【取り扱い店舗申し込み方法】

別紙 嘉手納町小規模企業者支援商品券取扱店登録届出書を嘉手納町へ提出ください。なお、申し込みは裏面の取り扱い店舗条件を満たす必要があります。

申込期限 令和2年7月15日(水)

【商品券詳細】

- ◆商品券種 500 円券(1 種類)
- ◆使用期限 令和 2 年 7 月下旬～令和 2 年 10 月 31 日(土)
- ◆換金期間 令和 2 年 7 月下旬～令和 2 年 11 月 13 日(金)
- ◆換金方法 毎週金曜日までに商工会へ商品券を持参し、所定の「換金申込書」により申し込むものとします。振込手数料は商工会が負担し、翌週水曜日に金融機関の指定口座へ振込みます。(野國總管商品券と同様の換金方法になります)

◆商品券デザイン



【取り扱い店舗条件】

- ◆小規模企業者であること。
- ◆対象業種表の事業者として町内に店舗を有するものであること。
- ◆代表者、役員又は使用人その他の従業員等が暴力団員ではないこと。

小規模企業者の定義

業種	従業員数
飲食業、社交飲食業	20人以下
小売業	5人以下

対象業種表

大分類	小分類
飲食サービス業	食堂、レストラン
飲食サービス業	日本料理店
飲食サービス業	料亭
飲食サービス業	中華料理店
飲食サービス業	ラーメン店
飲食サービス業	焼肉店
飲食サービス業	そば・うどん店
飲食サービス業	すし店
飲食サービス業	酒場、ビヤホール
飲食サービス業	バー、キャバレー、ナイトクラブ
飲食サービス業	喫茶店
飲食サービス業	ハンバーガー店
飲食サービス業	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
飲食サービス業	他に分類されない飲食店
飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業
飲食サービス業	配達飲食サービス業
小売業	菓子・パン小売業
小売業	弁当・惣菜小売業
小売業	お土産小売業